

福島県骨髄移植ドナー助成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付要綱の補助の要件等を定めるものである。

なお、当該事業は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下、「ドナー」という。）を支援することにより、骨髄等の提供に係る経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植の推進に資することを目的とする。

第2 対象者

この事業の対象者は骨髄等を提供した日において県内に住所があるドナーとし、骨髄バンクから骨髄等の提供が完了したことを証する書類の交付を受けた者とする。

第3 事業内容

この事業の対象は市町村が実施する、ドナー（ただし、ドナー休暇が対象となる者を除く）が骨髄等の提供に要した経費に対して助成を行う事業とする。ただし、1日につき2万円を超えない額とし、7日を上限とする。

第4 留意事項

(1) 助成の対象となる骨髄等の提供に要した日とは、次に掲げる目的のための通院、入院又は面談に要した日とする。

ア 健康診断

イ 自己血輸血のための採血又は白血球を増やす薬（G-C S F）の注射

ウ 骨髄等の採取

エ その他知事が必要と認めるもの

(2) 健康診断や採血等のために通院、入院したものの骨髄等の提供に至らなかった場合、この事業の補助の対象とはならない。

第5 秘密保持

知事及び市町村長は、秘密の保持に細心の注意を払うとともに、この事業により知り得た情報をその目的以外に使用してはならないものとし、その取扱いは慎重に行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。